

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : 【Sample】
供給者の会社名称 : AAA 株式会社
住所 :
担当部門 :
電話番号 :
FAX 番号 :
メールアドレス :
緊急連絡電話番号 :
推奨用途 : 工業用
使用上の制限 : 推奨用途以外使用不可
整理番号 :

2. 危険有害性の要約

【化学品のGHS分類】

物理化学的危険性	引火性液体	: 区分 2
健康有害性	急性毒性(経口)	: 区分外
	急性毒性(吸入:蒸気)	: 区分 4(毒性未知成分 約 0%)
	皮膚腐食性/刺激性	: 区分 2
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: 区分 2
	生殖細胞変異原性	: 区分 2
	発がん性	: 区分 1
	生殖毒性	: 区分 1
		追加区分(授乳)
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: 区分 1(肝臓、中枢神経系)
		: 区分 2(呼吸器系、腎臓)
		区分 3(気道刺激性、麻酔作用)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: 区分 1(肝臓、中枢神経系、腎臓)
		: 区分 2(呼吸器系、神経系、肺、骨髄)
	誤えん有害性	: 区分 1
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性)	: 区分 1(毒性未知成分 約 0%)
	水生環境有害性 長期(慢性)	: 区分 2(毒性未知成分 約 0%)

上記に記載がない項目は、GHS 分類基準に「分類できない」又は「区分に該当しない」。

【GHSラベル要素】

絵表示又はシンボル



注意喚起語 : 危険
危険有害性情報 :
・ H225: 引火性の高い液体及び蒸気
・ H332: 吸入すると有害(蒸気)
・ H315: 皮膚刺激
・ H319: 強い眼刺激
・ H341: 遺伝性疾患のおそれの疑い
・ H350: 発がんのおそれ
・ H360: 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
・ H362: 授乳中の子に害を及ぼすおそれ

- ・H370:臓器(中枢神経系)の障害
- ・H335:呼吸器への刺激のおそれ
- ・H336:眠気又はめまいのおそれ
- ・H372:長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(中枢神経系、腎臓、末梢神経系、聴覚器、視覚器、呼吸器系、肝臓)の障害
- ・H400:水生生物に非常に強い毒性
- ・H411:長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き

[安全対策]

- ・P210:熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
- ・P233:容器を密閉しておくこと。
- ・P240:容器を接地しアースをとること。
- ・P241:防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。
- ・P242:火花を発生させない工具を使用すること。
- ・P243:静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- ・P280:保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- ・P261:粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
- ・P271:屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
- ・P264:取扱い後は手及び眼をよく洗うこと。
- ・P201:使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・P202:全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・P260:粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- ・P263:妊娠中及び授乳期中は接触を避けること。
- ・P270:この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・P273:環境への放出を避けること。

[応急措置]

- ・P303+P361+P353:皮膚(又は髪)に付着した場合:直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。
- ・P370+P378:火災の場合:消火するために粉末、二酸化炭素、乾燥砂、泡、水噴霧を使用すること。
- ・P304+P340:吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・P312:気分が悪いときは、医師に連絡すること。
- ・P302+P352:皮膚に付着した場合:多量の水と石けん(鹼)で洗うこと。
- ・P332+P313:皮膚刺激が生じた場合:医師の診察/手当てを受けること。
- ・P362+P364:汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- ・P305+P351+P338:眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・P337+P313:眼の刺激が続く場合:医師の診察/手当てを受けること。
- ・P308+P313:ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師の診察/手当てを受けること。
- ・P308+P311:ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師に連絡すること。
- ・P314:気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。
- ・P391:漏出物を回収すること。

[保管]

- ・P403+P235:換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
- ・P405:施錠して保管すること。
- ・P233:容器を密閉しておくこと。

[廃棄]

- ・P501:内容物/容器を国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	：混合物		
化学名又は一般名	：シンナー		
慣用名又は成分	濃度範囲(%)	官報公示整理番号	CAS No.
トルエン	45～55	3-2(化審法・安衛法)	108-88-3
キシレン	45～55	3-4(化審法・安衛法)	100-42-5

4. 応急措置

吸入した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空気の新鮮な場所に移動させ、体を毛布等で覆い保温し安静に保つ。 ・ 呼吸困難に陥った場合は、衣類を緩め気道を確保した上で酸素吸入あるいは人工呼吸を行う。 ・ 必要に応じて医療措置を受ける。
皮膚に付着した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染された衣類、靴等を速やかに脱ぎ捨てる。 ・ 付着した部分は流水で流した後、石けんを用いてよく洗い落とす。 ・ 痒み、痛み等、皮膚に異常が生じた場合は医師の診察を受ける。
眼に入った場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗眼の際、まぶたを指でよく開き、眼球のすみずみまでよく水が行きわたるように眼を上下左右に動かす。 ・ 清浄な多量の水で最低 15 分間眼を洗浄した後、眼科医の手当を受ける。
飲み込んだ場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水で口の中をすすぎ、医師の診察を受ける。 ・ 無理に吐かせてはならない。 ・ 嘔吐が自然に起こった場合は、気管に入らないように身体を傾ける。 ・ 肺に入ると化学性肺炎を引き起こす可能性がある。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	・ 粉末、二酸化炭素、乾燥砂、泡、水噴霧
使ってはならない消火剤	・ 強力な棒状注水は、火災を拡大させる可能性がある。
火災時の特有の危険有害性	・ 有毒なガス(一酸化炭素等)が発生するおそれがある。
特有の消火方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期の火災には、粉末、二酸化炭素、乾燥砂などを用いる。 ・ 大規模火災の場合は、泡消火剤で空気を遮断し、一気に消火する。 ・ 周辺火災の場合は、周辺の設備などに散水して冷却する。 ・ 移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。 ・ 消火水や希釈水の流出により環境汚染を引き起こさないように注意する。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火作業は必ず自給式呼吸器等の保護具を着用し、風上から行う。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漏出した場所の周辺にロープを張るなどして関係者以外の立入りを禁止する。 ・ 回収作業の際には保護具を着用すること。 ・ 風下で回収作業をしてはならない。
環境に対する注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌に浸透させてはならない。 ・ 下水、河川、排水溝等に流してはならない。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少量の場合はペーパータオル、ウエス等に吸収させ、密閉式の容器に回収する。 ・ 多量の場合は土砂等で流れを止め、液の表面を泡で覆い、乾燥砂又は不燃性吸着剤に吸収させ、密閉式の容器に回収する。 ・ 付近の着火源となるものを取り除き、火災発生の防止に努める。 ・ 火花を発生しないシャベル等を使用する。 ・ 回収物は「13. 廃棄上の注意」の項の記載に準じて処分する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- ・密閉された装置／機器類を使用するか、局所排気装置を使用して取扱う。
- ・ばく露のおそれがある場合には、状況に応じて適切な保護具を着用する。
- ・蒸気の吸入及び皮膚との接触は極力避ける。ばく露のおそれがある場合は、適切な保護具を着用すること。
- ・付近での火気の使用を禁止し、アースを取る等の静電気対策を行う。
- ・長期間の取扱い、あるいは反復したばく露はできる限り避ける。
- ・本製品のばく露は極力避けること。
- ・作業後はうがい、石けんを用いての手洗いや洗顔を励行する。
- ・経皮的に吸収される可能性があるため、取扱いには注意する。
- ・スレンは労働基準局長通達により、「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質」に指定されており、指針に定められた措置を講じて取扱う必要がある。¹⁾

保管

安全な保管条件

- ・直射日光及び高温を避け、乾燥した換気のよい場所に保存する。
- ・混触危険物質から離して保管する。(第 10 項参照)
- ・容器は確実に密閉し、保管場所は火気厳禁とする。
- ・危険物施設で保管する。

安全な容器包装材料

- ・適切な容器を使用すること。

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度等

管理濃度²⁾

- ・ 20 ppm(トルエン)
- ・ 20 ppm(スレン)

許容濃度

日本産業衛生学会³⁾

- ・ 50 ppm(皮)(トルエン)
- ・ 10 ppm(暫定)(皮)(スレン)

ACGIH-TLV⁴⁾

- ・ (TWA) 20 ppm(トルエン)
- ・ (TWA) 10 ppm(STEL) 20 ppm(スレン)

注) (皮)：経皮吸収性 (TWA)：時間荷重平均値(8時間) (STEL)：短時間ばく露許容濃度(15分間)

設備対策

- ・設備／装置全体を密閉化するか、局所排気装置を設置する。
- ・取扱い場所近くに、洗眼器および身体洗浄シャワーを設置する。
- ・状況に応じて、可燃性ガス・有毒ガス測定器、可燃性ガス警報器を設置する。

保護具

呼吸用保護具

：有機ガス用防毒マスク、送気マスク、自給式呼吸器(SCBA)等

手の保護具

：不浸透性の保護手袋

眼、顔面の保護具

：保護眼鏡又は防災面

皮膚及び身体の保護具

：不浸透性の保護衣、保護長靴、前掛け

9. 物理的及び化学的性質

物理状態

：液体

色

：無色透明

臭い

：溶剤臭

融点/凝固点

：データなし

沸点又は初留点及び沸騰範囲

：データなし

可燃性

：可燃性あり

爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界

：データなし

引火点

：4 °C

自然発火点	: データなし
分解温度	: データなし
pH	: データなし
動粘性率	: データなし
溶解度	: 水に不溶
n-オクタノール/水分配係数(log 値)	: データなし
蒸気圧	: データなし
密度及び/又は相対密度	: データなし
相対ガス密度	: データなし
粒子特性	: データなし
(参考データ) ⁵⁾	
融点/凝固点	: -95 °C(トルエン)、-30.6 °C(スチレン)
沸点又は初留点及び沸騰範囲	: 111 °C(トルエン)、145 °C(スチレン)
引火点	: 4 °C(トルエン)、31 °C(スチレン)
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界	: 1.1~7.1vol%(トルエン)、0.9~6.8vol%(スチレン)
蒸気圧	: 3.8 kPa(25 °C)(トルエン)、0.67 kPa(20 °C)(スチレン)
相対ガス密度	: 3.1(トルエン)、3.6(スチレン)
密度及び/又は相対密度	: 0.87(トルエン)、0.91(スチレン)
水溶解度	: 溶けない(トルエン)、0.03 g/100ml(20 °C)(スチレン)
n-オクタノール/水分配係数(log 値)	: 2.69(トルエン)、3(スチレン)
自然発火点	: 480 °C(トルエン)、490 °C(スチレン)

10. 安定性及び反応性

反応性	・危険有害反応可能性の項参照。
化学的安定性	・通常の取扱い条件においては安定。
危険有害反応可能性	・混触危険物質に触れると反応するおそれがある。
避けるべき条件	・直射日光、熱、裸火、スパーク、静電気
混触危険物質	・強酸化剤、強酸、ゴム、銅および銅合金、過氧化物等 ⁵⁾
危険有害な分解生成物	・燃焼により有毒なガス(一酸化炭素等)が発生するおそれがある。

11. 有害性情報

製品としてのデータはないが、成分としてのデータを以下に記す。記載がない成分は、各種情報源及び自社保有データ等を検討した結果、十分な情報が得られず分類できなかったものである。

急性毒性

[経口毒性]

トルエン	区分に該当しない: ラット	LD ₅₀	5000	mg/kg ⁶⁾
スチレン	区分に該当しない: ラット	LD ₅₀	2650	mg/kg ⁶⁾

[経皮毒性]

トルエン	区分に該当しない: ラット	LD ₅₀	12000	mg/kg ⁶⁾
------	---------------	------------------	-------	---------------------

[吸入毒性]

トルエン	区分 4:	ラット	LC ₅₀	3319	ppm ⁶⁾
スチレン	区分 4:	ラット	LC ₅₀	2700	ppm ⁶⁾

注)LD₅₀:半数致死用量 LC₅₀:半数致死濃度

皮膚腐食性/皮膚刺激性

トルエン	区分 2:ウキ ⁶⁾ を用いた皮膚刺激性試験の結果、中等度の刺激性を示した。 ⁶⁾
スチレン	区分 2:ウキ ⁶⁾ を用いた皮膚刺激性試験の結果、重度の刺激性を示した。 ⁶⁾

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性

トルエン 区分 2B:ウサギを用いた眼刺激性試験の結果、軽度の刺激性を示した。7日以内に回復した。⁶⁾

スチレン 区分 2A:ウサギを用いた眼刺激性試験の結果、中等度の刺激性を示した。⁶⁾

呼吸器感受性

記載すべき成分データなし

皮膚感受性

トルエン 区分に該当しない:モルモットを用いた皮膚感受性試験の結果、陰性だった。⁶⁾

生殖細胞変異原性

トルエン 区分に該当しない:マウスを用いた in vivo 生殖細胞変異原性試験の結果、陰性だった。⁶⁾

スチレン 区分 2:マウス、ラット等を用いた in vivo 体細胞変異原性試験の結果、陽性だった。⁶⁾

発がん性

トルエン 分類できない⁶⁾

IARC：3(ヒト発がん性について分類できない)⁴⁾

ACGIH：A4(発がん性物質として分類できない)⁴⁾

EPA：II(発がん性を評価する情報が不十分)⁴⁾

スチレン 区分 1B⁶⁾

IARC：2A(おそらくヒト発がん性がある)⁴⁾

産衛：2A(ヒト発がん性が可能性ある(証拠が多い))(暫定)³⁾

ACGIH：A3(動物発がん性物質)⁴⁾

NTP：R(合理的にヒト発がん性因子であることが予測される)⁴⁾

生殖毒性

トルエン 区分 1A:トルエンを高濃度または長期ばく露した妊婦で、胎児への悪影響が報告されている。⁶⁾

追加区分(授乳):授乳中の子に害を及ぼすおそれがある。⁶⁾

産衛：生殖毒性物質 第1群(ヒトに対して生殖毒性を示すことが知られている物質)³⁾

スチレン 区分 1B:動物試験の結果、次世代に対する影響が認められた。⁶⁾

産衛：生殖毒性物質 第2群(ヒトに対しておそらく生殖毒性を示すと判断される物質)³⁾

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

トルエン 区分 1:中枢神経系への障害が報告されている。⁶⁾

区分 3:呼吸器を刺激するおそれがある。⁶⁾

区分 3:麻酔作用により眠気又はめまいのおそれがある。⁶⁾

スチレン 区分 1:中枢神経系への障害が報告されている。⁶⁾

区分 3:呼吸器を刺激するおそれがある。⁶⁾

区分 3:麻酔作用により眠気又はめまいのおそれがある。⁶⁾

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

トルエン 区分 1:長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系、腎臓への障害が報告されている。⁶⁾

スチレン 区分 1:長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系、末梢神経系、聴覚器、視覚器、呼吸器系、肝臓への障害が報告されている。⁶⁾

誤えん有害性

トルエン 区分 1:飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれがある。⁶⁾

スチレン 区分 1:飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれがある。⁶⁾

12. 環境影響情報

製品としてのデータはないが、成分としてのデータを以下に記す。記載がない成分は、各種情報源及び自社保有データ等を検討した結果、十分な情報が得られず分類できなかったものである。

生態毒性

トルエン	短期(急性):区分 2 ⁶⁾ 長期(慢性):区分 3 ⁶⁾		
	ニセコセ [®] ミジノ	EC ₅₀ (48h)	3.78 mg/L ⁶⁾
	ニセコセ [®] ミジノ	NOEC(7d)	0.74 mg/L ⁶⁾
スチレン	短期(急性):区分 1 ⁶⁾ 長期(慢性):区分 2 ⁶⁾		
	プセト [®] キルク初エラ属	EC ₅₀ (96h)	0.72 mg/L ⁶⁾
	プセト [®] キルク初エラ属	NOEC(96h)	0.063 mg/L ⁶⁾

注) EC₅₀:半数遊泳阻害濃度 NOEC:無影響濃度

残留性・分解性

トルエン	急速分解性がある。[分解度(BOD)] 123% ⁶⁾ 既存化学物質安全性点検において、良分解性と判定されている。 ⁷⁾
スチレン	急速分解性がある。[分解度(BOD)] 100% ⁶⁾ 既存化学物質安全性点検において、良分解性と判定されている。 ⁷⁾

生体蓄積性

トルエン	生体蓄積性が低いと推定される。 ⁶⁾
スチレン	生体蓄積性が低いと推定される。 ⁶⁾

土壤中の移動性

記載すべき成分データなし

オゾン層への有害性

記載すべき成分データなし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

- ・残余廃棄物は、ケイソウ土等に吸収させ、焼却炉で少量ずつ焼却するか、アフターバーナー及びスクラバーを備えた焼却炉の火室へ噴霧し焼却する。
- ・焼却灰は法規に従って処理する。
- ・多量の場合は認可を受けた専門業者に委託する。
- ・関係法令を遵守し、自治体の指示に従うこと。
- ・廃棄処理を行う場合は「10. 安定性及び反応性」の項を参照の上、事前に安全性を十分に確認すること。

汚染容器及び包装

- ・空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
- ・関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行うこと。

14. 輸送上の注意

国連番号	: UN1263
品名	: 塗料又は塗料関連物質
国連分類	: 3(引火性液体)
容器等級	: II
海洋汚染物質	: 該当(製品)
MARPOL 条約及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質	: 非該当

輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策

- ・船舶又は航空機で輸送する場合は「UN」マーク入り容器を使用し標札を表示する。
- ・車両等によって運搬する場合は、荷送人は運送人に運送注意書(イエローカード)を渡す。
- ・容器の破損、洩れ、栓の閉まり具合を確かめ、衝撃、転倒、落下、破損のないように積み込み、荷崩れ防止を確実にを行う。

- ・転倒、落下、衝撃、破損のないように丁寧に積み込み、荷崩れ防止を行う。
- ・車両等への積み下ろしの際は、サイドブレーキをかけ、エンジンを停止させ、車止めを施す。
- ・「7. 取扱い及び保管上の注意」の記載に準じて取扱う。
- ・輸送関係法規を厳守する。

国内規制がある場合の規制情報

陸上輸送	: 消防法、毒物及び劇物取締法、高圧ガス保安法、道路法等に従う
海上輸送	: 船舶安全法、港則法に従う
航空輸送	: 航空法に従う
応急措置指針番号	: 128

15. 適用法令

消防法	: 危険物 第4類 第1石油類 (非水溶性) (指定数量 200 リットル) (製品)
化審法	: 優先評価化学物質(トルエン、スチレン)
労働安全衛生法	: 危険物(引火性の物) (製品) 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物(リスクアセスメント対象) (トルエン、スチレン) 法第28条第3項の規定に基づき「指針を公表した化学物質」(スチレン) 有機則 第2種有機溶剤等(製品;トルエン>5%含有) 特化則 第2類物質 特別有機溶剤等 特別管理物質(スチレン)
労働基準法	: 疾病化学物質(トルエン、スチレン) 女性則※作業環境測定の結果により、該当するおそれがある。
毒劇物取締法	: 非該当
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	: 第1種指定化学物質(トルエン 50%、スチレン 50%)
水質汚濁防止法	: 指定物質(トルエン、スチレン)
大気汚染防止法	: 有害大気汚染物質(スチレン) : 有害大気汚染物質(優先取組物質) (トルエン)
悪臭防止法	: 特定悪臭物質(トルエン、スチレン)
海洋汚染防止法	: 海洋汚染物質(製品)
船舶安全法	: 危規則告示 引火性液体類 (製品)
港則法	: 危規則告示 引火性液体類 (製品)
航空法	: 告示 引火性液体 (製品)

16. その他の情報

引用文献	: 1)「化学物質による健康障害を防止する為の指針」(公示第23号 平成24年10月10日(公示第24号、第25号、第26号、第27号により一部改正)) 2)作業環境評価基準(労働省告示第79号) 3)「許容濃度等の勧告(2022年度)」 産業衛生学雑誌 64巻 4)2022 Guide to Occupational Exposure Values (ACGIH) 5)国際化学物質安全性カード(ICSC)(国際労働機関/ILO) 6)GHS 分類結果データベース(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) 7)化審法データベース(独立行政法人 製品評価技術基盤機構)
記載内容の問合せ先	: AAA 株式会社 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

この安全データシートは、JIS Z 7253(2019)、GHS 分類は、Z 7252(2019)に準拠して作成しています。
ここに記載された情報は、弊社データを含め種々の技術出版物にあるデータに従ったものです。必要かつ安全な取扱いを決定する場合には、使用者がその責任においてこの情報の利用をお決め下さい。

なお、ここに記載された情報は、作成時点では弊社の調査による最新の情報に基づき作成されたものですが、法律、規制等の改正、新たな毒性試験結果の発表等により、改訂がありうることをご承知下さい。

